

教職員の懲戒処分について

市立小学校の教職員の処分を行いましたので、お知らせします。

このたびの教職員の不祥事につきましては、市民の皆さまの信頼を著しく損なうものであり、心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けて職員の綱紀の保持および服務規律の確保を徹底してまいります。

1 被処分者および処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央区 小学校	教諭	27歳	男	免職

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央区 小学校	校長	58歳	男	厳重注意

※上記の管理監督者への処分は、懲戒処分にはあたらない処分外処分となります。

2 処分年月日

令和7年8月8日（金）

3 事案概要

被処分者は、公園で面識のない男児に声をかけ、車に誘い込んでわいせつ行為をしたとして、令和7年6月16日に逮捕され、その後、令和7年7月4日付けで、わいせつ誘拐、不同意わいせつで起訴されたもの。

4 再発防止の取り組み

- ・年度当初に発出した綱紀の保持に関する教育長通達や不祥事防止のためのセルフチェック等の内容を再度、徹底するよう通知した。
- ・管理職向けに組織マネジメントの強化を目的とした研修を実施し、部下が上司や同僚に対してより相談しやすい組織風土を醸成するなど、風通しの良い職場環境づくりに努めていく。
- ・教職員向けにコンプライアンスのほか、ストレスマネジメント等をテーマとした研修を実施することにより心のケアを行っていく。
- ・特に過去に指導、相談等を受けたことがある教職員に対しては、管理職等による面接の機会を拡充するなど見守りを強化するとともに、適宜、精神科医や臨床心理士等による面談を勧めることにより、個人が抱える問題の早期発見に努めていく。